

## 熊本市一般廃棄物処理基本計画中間見直しのポイント

### 第1章 はじめに

#### 第1節 熊本市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し

##### ●計画見直しの目的と背景

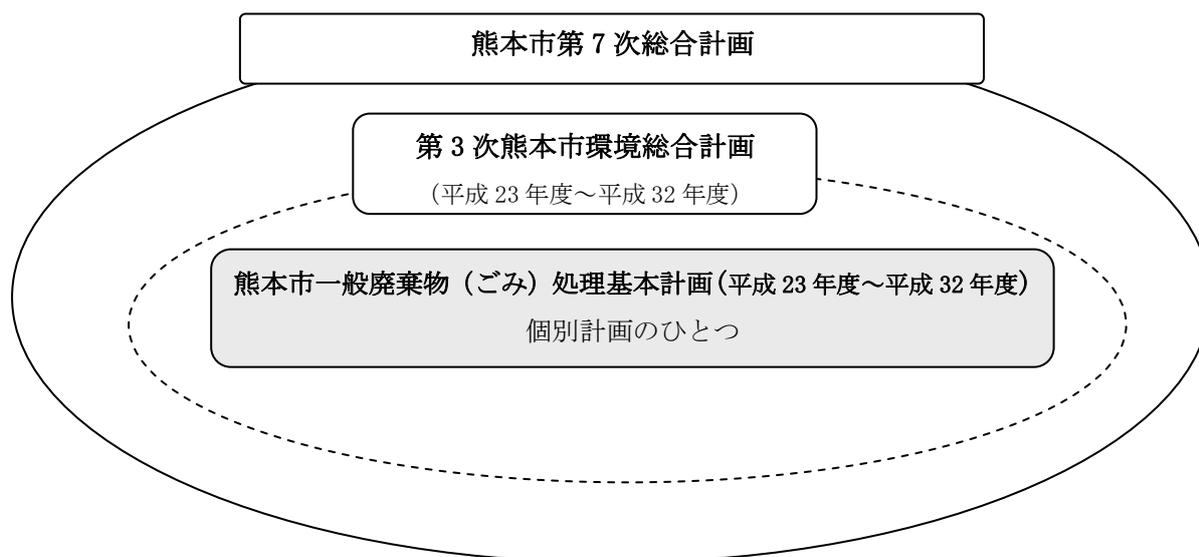
国が示した循環型社会の形成に向けた基本的方向を受けて、本市でも平成 23 年度からの 10 年間で計画期間とする「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定。計画期間の中間年次である平成 27 年度を目途に中間見直しを実施し、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）として策定するもの。

・検討事項

- (1) 富合地区、城南地区の宇城広域連合からの離脱
- (2) 新西部環境工場供用開始
- (3) 生活排水（し尿・浄化槽）処理の基本計画への追加
- (4) 成果指標の目標値達成のための新たな施策検討

##### ●基本計画の目的と位置付け

基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」において、市が管理し、適正な処理を行うための基本となる事項を定めることを目的とするもの。位置づけは下記のとおり。



## 第2節 『熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』

### ●計画期間と見直しについて

基本計画は、第3次熊本市環境総合基本計画との整合を図り、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間とし、計画期間の中間年次である平成27年度を目途に、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し中間見直しを行うこととしている。今回は平成26年度より本市制度に統合された富合、城南地区を本計画に組み入れることとした。

**【基本理念】**  
 「市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会の構築を目指します。」

**基本方針1「ごみ減量・リサイクル推進への積極的な参画を促します」**

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 環境学習・環境教育の充実    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・事業者の環境学習の機会の充実</li> <li>○教育機関等との連携による環境教育の推進</li> <li>○環境学習・環境教育のための人づくり、組織づくりと拠点の充実</li> </ul> |
| 2. 市民・事業者の自主的活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・事業者の率先的活動のための環境整備</li> <li>○市民団体等の活動内容の把握と紹介</li> <li>○ごみ減量・リサイクルに関する優れた活動の評価と支援</li> </ul>     |
| 3. 市民・事業者への情報提供    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理体制やごみ収集量などの実績値の情報提供</li> <li>○広報媒体の積極的活用</li> <li>○ごみゼロコールやリサイクル情報プラザの情報発信機能の充実</li> </ul>     |

**基本方針2「発生抑制・再使用・再生利用の取組を促進します」**

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1. 発生抑制(リデュース)の促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生抑制につながる消費行動の実践への啓発</li> <li>○発生抑制につながる事業活動(製造・流通・販売)の実践への働きかけ</li> </ul>                               |
| 2. 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭からの生ごみの発生抑制に関する啓発や助成</li> <li>○地域特性に応じた生ごみリサイクルの検討</li> <li>○事業所からの生ごみの発生抑制やリサイクルに関する働きかけ</li> </ul>   |
| 3. 再使用(リユース)の促進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再利用可能な容器包装の利用促進</li> <li>○リサイクル情報プラザにおける不要品提供の取組の強化</li> <li>○市が収集している大型ごみの再使用の可能性に関する検討</li> </ul>      |
| 4. 再生利用(リサイクル)の拡大    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭ごみの分別の徹底</li> <li>○新たなリサイクル品目に関する調査・検討</li> <li>○事業ごみのリサイクルに関する啓発指導</li> <li>○焼却灰のリサイクルの実施</li> </ul>  |
| 5. 集団回収・拠点回収の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団回収の活性化のための制度の検討・見直し</li> <li>○拠点回収による収集量増加のためのしくみづくり</li> </ul>  |
| 6. 再生品の使用拡大          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生品(リサイクル資源を原材料とする製品)の利用拡大のための情報提供</li> </ul>  |
| 7. 行政による率先行動         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市施設から発生するごみの発生抑制・再使用・再生利用の率先の実施</li> <li>○グリーン購入法に基づく再生品の利用</li> <li>○国や県などの行政機関による率先行動への働きかけ</li> </ul> |

**基本方針3「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます」**

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 収集運搬体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ収集運搬体制に関する多面的な検討</li> <li>○ごみステーションの更なる細分化等の検討</li> <li>○ふれあい収集制度の継続的实施と見直し</li> </ul>  |
| 2. 中間処理体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○東部及び西部環境工場の効果的回収による延命化</li> <li>○西部環境工場代替施設の整備</li> </ul>   |
| 3. 最終処分場  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○扇田環境センターの第2期工事による整備</li> <li>○焼却灰のリサイクルによる延命化</li> </ul>  |
| 4. その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不法投棄等への対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールの強化</li> <li>○資源物の持ち去り行為を取り締まるためのパトロールの強化</li> <li>○警察等の関係機関との連携</li> </ul> </li> <li>(2) 災害ごみ対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の処理に関する要綱の策定と見直し</li> <li>○廃棄物関係の業界団体との協定の締結と内容の確認</li> </ul> </li> </ul> |

## 第2章 中間見直し

### ●本市の人口の将来予測

本市の人口の将来予測については、基本計画策定時に国立社会保障・人口問題研究所が行ったものを採用しているが、基本計画当初に本市が政令指定都市に移行した影響等もあり、現状ではかなりの差異が生じていると考えられる。よって、今回改めて本市所管の都市政策研究所により本市の人口の将来予測を行うもの。

本計画については、ここで示した人口の将来予測に基づいて市域内の収集人口の将来予測を行い、各成果指標の基礎データとする。

成果指標 1

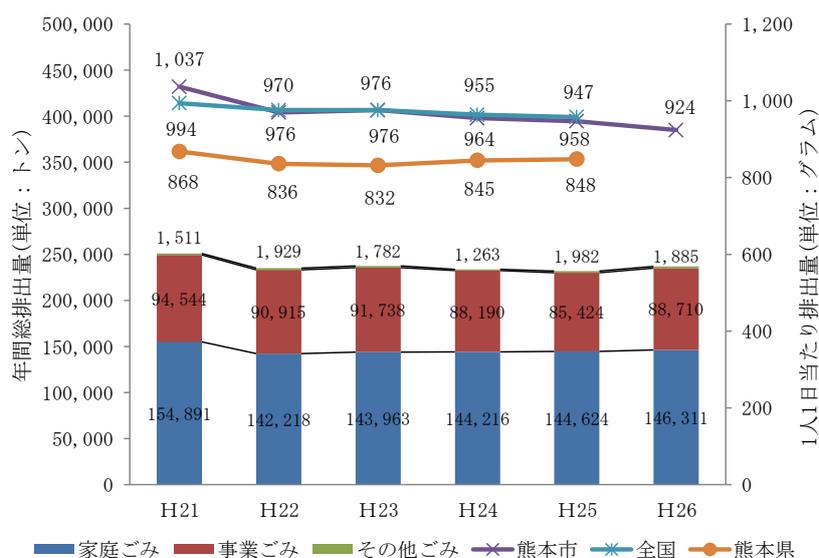
市民1人1日当たりのごみ排出量(目標値: 881g/人・日)

#### 【現状】

平成26年度の実績値は **924g/人・日** となっており、基準値から **11%の減量** を達成しているが、計画最終年度までの目標達成は厳しい。

### ●ごみ排出量の現状

本市におけるごみの年間総排出量は、家庭ごみ、事業ごみとも平成21年度以降、減少を続けており、1人1日当たり排出量も着実に減少している。



※棒グラフは熊本市のごみ年間の排出量を、折れ線グラフは全国・熊本県・熊本市それぞれの1人1日当たり排出量を示している(九州北部豪雨により排出された災害廃棄物については除く。)

●課題

現在のところ家庭ごみ、事業ごみともに減少傾向にあるが、熊本県平均の量と比べると依然として高い水準で推移しており、引き続きさらなるごみの減量が必要である。

今後は市民・事業者のごみに対する意識のさらなる向上を図りながら、市民・事業者の消費行動や事業活動における、ごみの発生抑制に向けた実践活動を拡大していく必要がある。

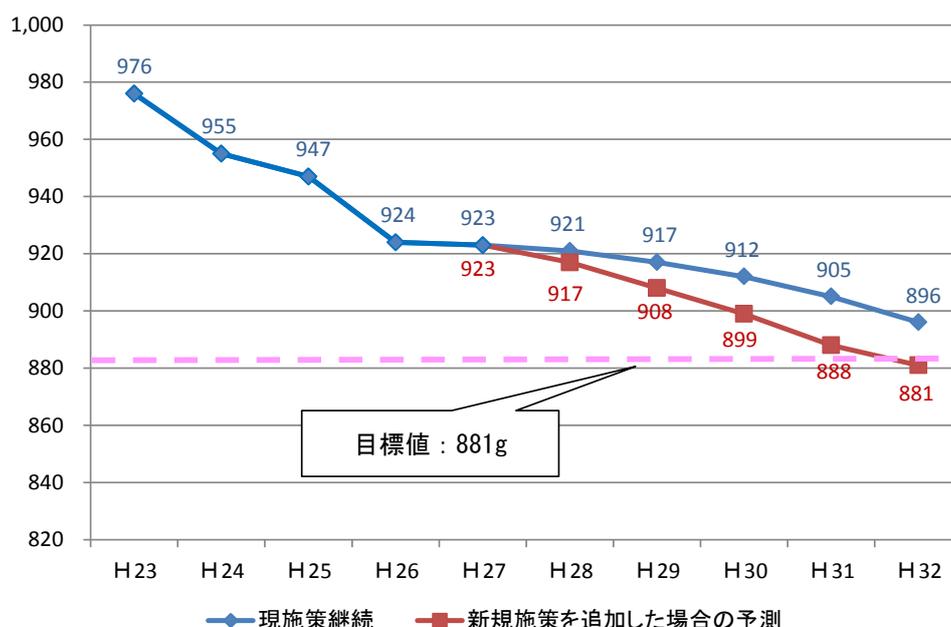
中間見直しにおける主な課題は以下のとおり。

- (1) ごみ減量・リサイクル推進に関する意識の向上と実践行動の定着
- (2) ごみの発生抑制と再使用の推進
- (3) 生ごみの発生抑制の推進
- (4) 事業ごみのさらなる減量

●達成に向けた新たな施策

- (1) 家庭ごみ分別の市民意識の高揚
  - ・リユース業者活用促進に向けた情報発信の強化
  - ・ルール違反への対応の強化（開封調査推進のための条例改正も視野に入れる。）
- (2) 生ごみの家庭内処理の推進
  - ・ダンボールコンポストをはじめとした家庭内生ごみ処理法の普及啓発

1人1日当たりのごみ排出量の推移（見込み）



成果指標 2

市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く）（目標値：450 g / 人・日）

【現状】

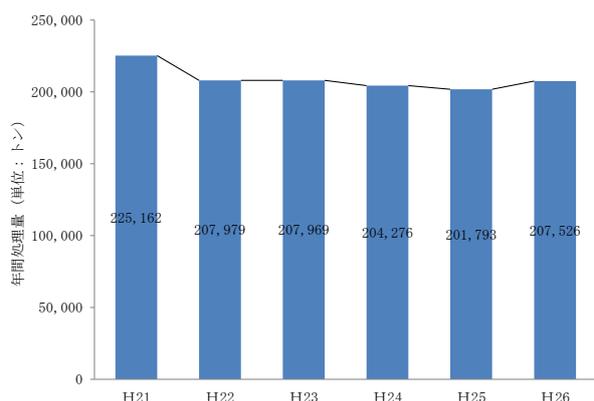
平成 26 年度の実績値は **478 g / 人・日** となっており、基準値から **15% の減量** を達成しているが、計画最終年度までの目標達成は厳しい。

●ごみ処理量の現状

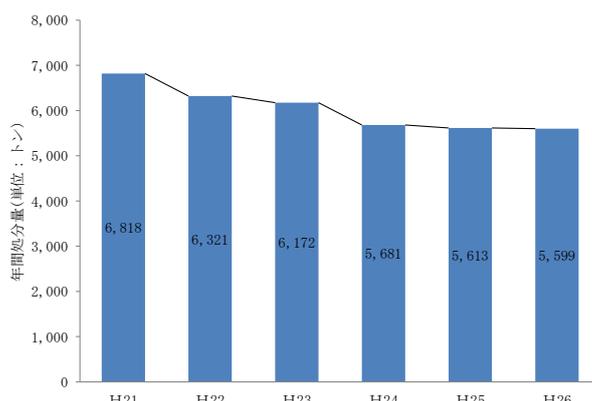
本市において排出され、市が収集するか、市の施設に持ち込まれたごみは、その性状などに応じて、市の環境工場で焼却処理されるか、扇田環境センターにおいて埋立処分されるか、或いは再生資源として民間事業者に取り扱われている。

平成 21 年度以降は、焼却処理量及び埋立処分量とも減少傾向にある。

総ごみの焼却処理量の推移



総ごみの埋立処分量の推移



●ごみ処理経費

ごみ処理に必要な経費は、収集運搬に係る経費、中間処理（焼却処理）や最終処分（埋立処分）に係る経費などから成り立っている。

ごみ処理経費の推移を見ると、平成 21 年度の 74 億円から徐々に増加し、平成 25 年度には 80 億円を超過したが、環境工場等の施設の減価償却費の減少により、平成 26 年度は 77 億 1500 万円に減少した。

●課題

本市におけるごみの処理量は、焼却処理量や埋立処分量については概ね減少傾向にある。

直営のごみ処理施設については、新西部環境工場の整備を進め、平成 28 年 3 月に供用を開始し、扇田環境センターの第 2 期工事についても平成 25 年 3 月に竣工しており、適正な処理体制がおおむね確保できている状況にある。

しかし、「特定品目の分別収集」という、水銀フリー社会の実現に向けた取り組みを開始したことで、現在は市所管の施設で保管しているものの、今後新たに水銀処理体制の確立が必要となる。

また、本市のリサイクル処理に目を向けると、本市の一般廃棄物処理の許可を受けた業者が設置した施設での処理に 100%依存しており、対象資源物の種類によっては施設数が飽和状態となっていることから、適正な処理の継続的かつ安定的な実施の確保のために、許可の制限などの手立てを講じる必要がある。

さらに、平成 26 年 4 月に富合地区、城南地区の一般廃棄物の処理が本市制度に統合され、統一された制度の下に市域全体の一般廃棄物処理を目指す本市としては、近い将来、植木地区の処理も視野に入れる必要がある。

あわせて、平成 23 年に発生した東日本大震災から得た教訓として、廃棄物処理においても平時から切れ目なく大規模災害対策を実施する体制の整備の重要性を改めて確認した。

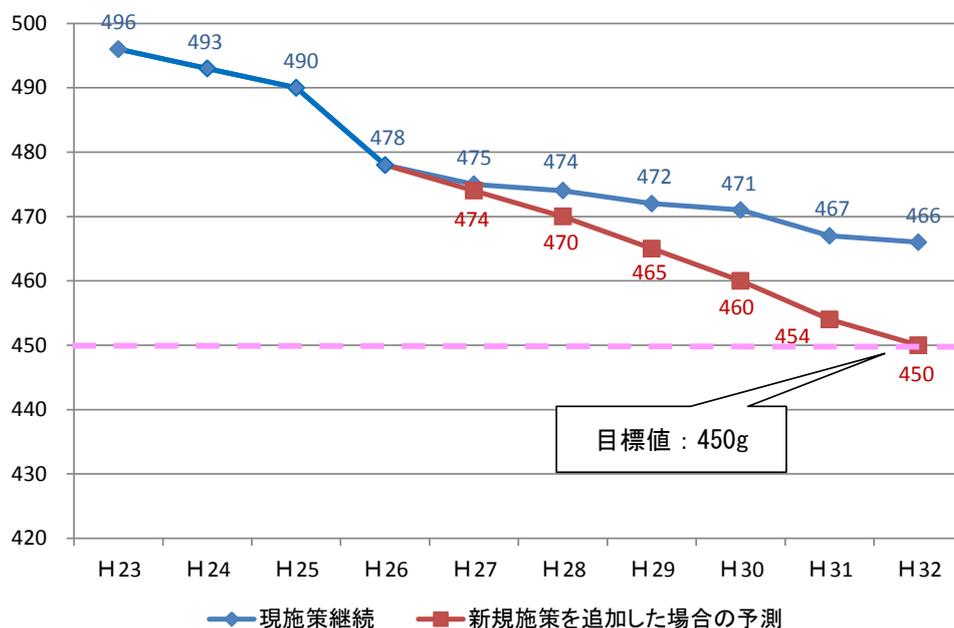
中間見直しにおける主な課題は以下のとおり。

- (1) 水銀フリー社会の実現に向けた水銀処理体制の確立
- (2) 適正かつ環境に配慮した一般廃棄物処理体制の確立
- (3) 大規模災害発生に備えたごみ処理体制の整備

### ●達成に向けた新たな施策

- (1) 家庭ごみ分別の市民意識の高揚
  - ・リユース業者活用促進に向けた情報発信の強化
  - ・ルール違反への対応の強化（開封調査推進のための条例改正も視野に入れる。）
- (2) 生ごみの家庭内処理の推進
  - ・ダンボールコンポストをはじめとした家庭内生ごみ処理法の普及啓発

1人1日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）の推移（見込み）



### ※新西部環境工場の役割

本市には、ごみ焼却施設として東部環境工場及び西部環境工場の2工場があるが、現西部環境工場の老朽化が激しいことから、規模を縮小して新工場の整備を進め、平成28年3月に供用を開始した。

新西部環境工場は、焼却施設としての役割に加えて、新たに次のような役割が強化・付与されているため、今後さらなる活用を図る。

(1) 環境学習機能の強化

- ・「ごみ」が「エネルギー」に変わるまでのしくみを学習する屋内見学コースの設定
- ・小水力発電、ビオトープ等の屋外学習施設の充実

(2) 新規リサイクル事業の実施

- ・焼却灰(飛灰)のリサイクル

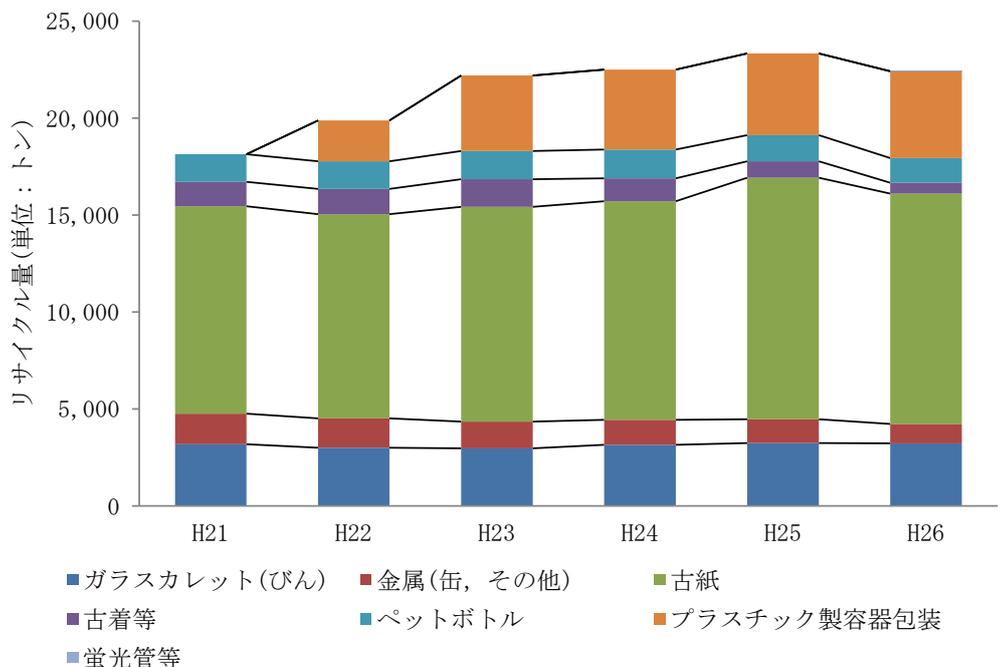
成果指標 3  
 家庭ごみのリサイクル率（目標値：30%）

【現状】

平成 26 年度の実績値は **21.5%** となっており、基準値から **5.0%の増加** を達成しているが、平成 25 年度と比較すると **0.8%減少** となっている。計画最終年度までの目標達成は厳しい。

●資源物などのリサイクルの現状

平成 21 年度から平成 23 年度にかけては、リサイクル量は順調に増加していますが、その後は横ばいとなっている。その要因のひとつとして、金属や古紙価格の高騰によるステーションからの持ち去り行為の増加が考えられる。



●課題

基本計画前期における家庭ごみリサイクル率の推移を見ると、より一層のリサイクル推進を図っていかねばならないことは明らかであり、今後は、市民・事業者意識の向上を図りながら、可能なものはリサイクルを進めていくため、さらなる分別の徹底などの実践活動の拡大に向けた取組を推進していくことが必要である。

また、ステーションに排出された資源物の持ち去り行為は後を立たず、このままの状態が続けば市民のリサイクルの意識低下にも繋がり、市民全体で培ってきたリサイクルの輪が崩れることにもなりかねない状況である。

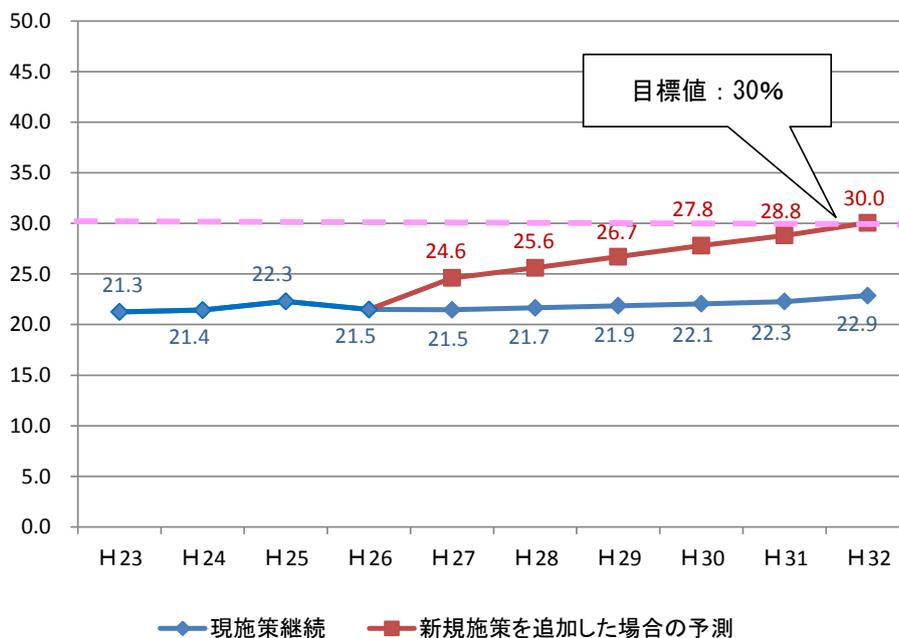
中間見直しにおける主な課題は以下のとおり。

- (1) ごみ減量・リサイクル推進に関する意識の向上と実践行動の定着
- (2) 生ごみのリサイクルの検討
- (3) 家庭ごみのリサイクルの拡大
- (4) 持ち去り行為への厳格な対応

●達成に向けた新たな施策

- (1) リサイクル体系の再点検・検討
  - ・リサイクル残渣の再リサイクル
  - ・飛灰のリサイクル
  - ・枝葉・草のリサイクル
- (2) 資源物持ち去り対策の強化
  - ・資源物持ち去り対策の強化（罰則強化のための条例改正）
- (3) 拠点回収の強化
  - ・民間事業者との協働による拠点回収ポイントの増加

家庭ごみのリサイクル率の推移（見込み）



成果指標 4

事業ごみの処理量 (目標値: 70,908 t/年⇒71,549t/年)

(目標値は、富合地区及び城南地区分を含めたものに時点修正)

【現状】

平成 26 年度の実績値は **88,710t/年** となっており、基準値から **6.0%の減量** を達成しているが、平成 25 年度と比較すると 4.0%増加している。これは、平成 26 年度から富合・城南両地区の事業ごみが本市施設に持ち込まれるようになったことが一因として考えられることから、目標値の時点修正を行うが、計画最終年度までの目標達成は厳しい。

●課題

本市における事業ごみの排出量は概ね減少傾向にあり、平成 21 年 10 月と平成 24 年 4 月に実施した処理手数料の見直し以降、自己搬入（排出事業者等が自ら環境工場や扇田環境センターへ搬入するごみ）の量は継続して減少している。

しかし、環境工場に搬入される事業ごみのうち、びんや缶、ダンボールなどリサイクルできるものや環境工場では受け入れていない品目の混入がみられる。

また、事業ごみは本市で排出されるごみの約 4 割を占めるため、発生抑制によるさらなる減量に取り組んでいく必要がある。

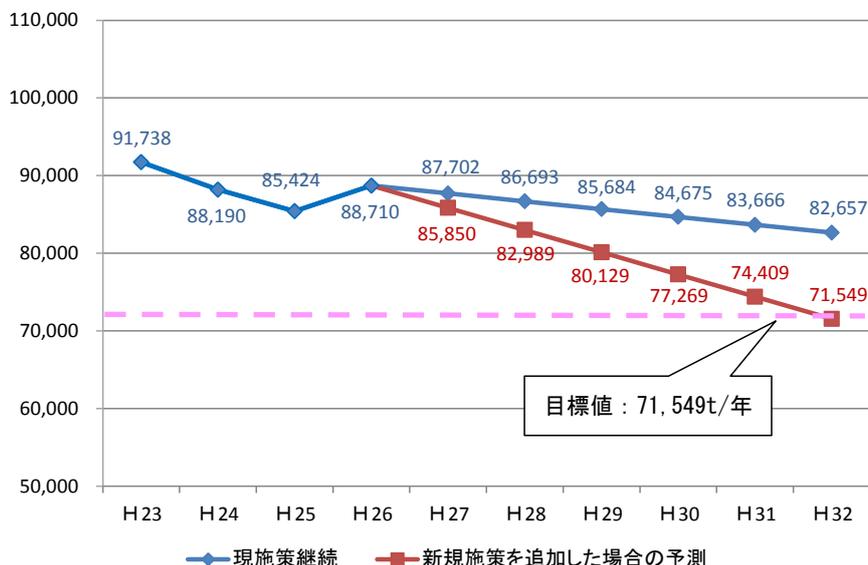
中間見直しにおける主な課題は以下のとおり。

- (1) 事業ごみのさらなる減量・リサイクルの推進
- (2) 違反ごみ搬入者への対応の強化

●達成に向けた新たな施策

- (1) 飲食店事業者への啓発
  - ・中心市街地の飲食店等から発生するごみの適正処理・リサイクルの推進
- (2) 違反ごみへの対策の強化
  - ・環境工場における展開検査の強化（新たな手法の検討、回数の増加）

事業ごみの処理量の推移（見込み）



**成果指標 5**

年間のごみ埋立処分量 (目標値 : 4,432 t /年⇒4,891 t /年)  
 (目標値は、富合地区及び城南地区分を含めたものに時点修正)

**【現状】**

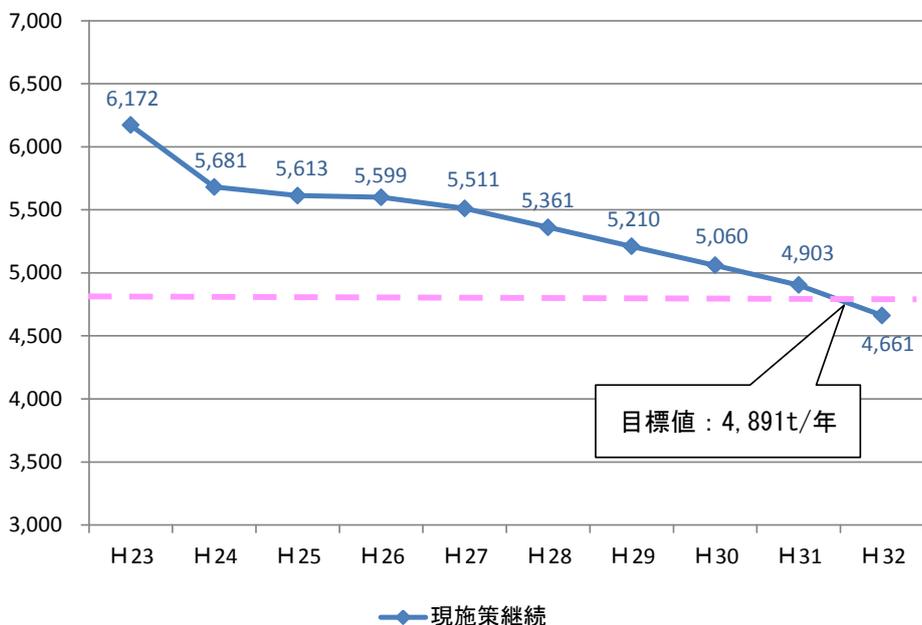
平成 26 年度の実績値は 5,599t/年 となっており、基準値から **18%の減量** を達成している。

成果指標 4 「事業ごみの処理量」と同様に、平成 26 年度からの富合・城南両地区の計画区域編入の影響を考慮し、目標値の時点修正を行う。処分量は計画最終年度に向けて順調に推移している。

**●ごみ処理施設**

埋立を行う最終処分場としては、扇田環境センターがあり、平成 25 年 3 月に新埋立地の第 2 期工事が竣工した。扇田環境センターの使用期間については当初平成 39 年度までを見込んでいたが、ごみの減量が一層進んだことにより、現在平成 60 年度までの延命化が図られている。

年間のごみ埋立処分量の推移 (見込み)



●参考指標

参考指標 1～3 については次のとおり。

成果指標	H21 (基準値)	H32 目標値	H26 実績値	状況
<b>参考指標 1</b> ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量	92,005t /年	64,403 t /年	84,960t /年 (H25 実績)	(8%減量)
<b>参考指標 2</b> ごみ分別区分の認知度に関する市民意識 (前回照会時 H22 基準)	(H22 調査結果基準) ①「よく知っている」+「ある程度知っている」の割合： 約 98%維持 ②「よく知っている」と回答する市民の割合：60%以上  (H22 調査時：①97.5%、 ②48.4%)	(H27 調査結果) ①97.6% (維持) ②49.6%	H27 未達成	
<b>参考指標 3</b> ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識	(H22 調査結果基準) 「積極的に取り組んでいる」+「積極的に推進したい」の割合： 約 80%以上  (H22 調査時：52.9%)	(H27 調査結果) 45.6%	H27 未達成	

## 第3章 その他の見直し

### 第1節 その他の事項の検討

ここでは、今回の中間見直しを契機に、本市の廃棄物行政において懸案事項となっている案件について、具体的な方向性を定めていくこととする。

#### ●資源物の持ち去り行為

第三者が、新聞紙・チラシやアルミ缶などを正規の収集前にごみステーションから持ち去る行為によって、本市の収集による再資源化量は減少している。このような状況が続くと市民の分別意欲の低下や“市が行う一般廃棄物の処理・リサイクル”への信頼の低下も懸念され、ひいては、ごみの減量・リサイクルが停滞することも危惧される。本市では、平成19年度から条例改正などで罰則規定などの対抗策を検討・実施するとともに、市職員及び熊本市資源物等持ち去り防止指導員による早朝パトロールを行っているが、いまだにその発生件数は減少傾向には至っていない。今後はその背景や理由を綿密に分析し、効果的な対応策へと繋げていくとともに、必要によっては関係者の公表など、罰則強化のために条例改正も検討する。

#### ●水銀フリー社会の実現

平成25年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本市及び水俣市で開催され、熊本県と熊本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）」社会の実現を目指していくこととした。熊本市では水銀含有製品の更なる適正処理に加え、爆発や火災の危険性がある廃棄物の分別収集を見直すことにし、家庭から出される廃蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池の5品目を「特定品目」として、平成26年10月から分別収集を開始した。

本市では今後、「特定品目」の収集を通じて廃蛍光管や水銀体温計・水銀血圧計などの水銀含有製品の回収に努めるとともに、熊本県とともに、国に対して関係法令の整備や適正な処理方法の確立を促していく。

#### ●一般廃棄物処理業の許可の適正化

一般廃棄物を取り巻く本市の環境は、収集人口やごみ排出量ともに減少傾向にあり、今後近い将来、一般廃棄物処理における植木地区の本市編入が大きな変動の要素として考えられるものの、人口減少の流れに起因するこの傾向は変わらないと考えられることから、この減少傾向の中、市民の快適な生活環境を守りつつ、一般廃棄物の処理を進めていくこととなる。

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者については、本計画においてごみ発生予測量の増加が見込まれず、現状の体制で十分処理が可能であるため、平成26年10月の環境省の通知に従い、原則として、当面の間、許可の種類に応じた制限を行うこととし、今後も本計画や年度ごとに策定する一般廃棄物処理実施計画におけるごみ発生量の予測などに応じて、それぞれの事業者が継続的かつ安定的に事業を行うことができるように配慮しながら、業者数の適正化を図っていく必要がある。

審議事項② 熊本市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し案について

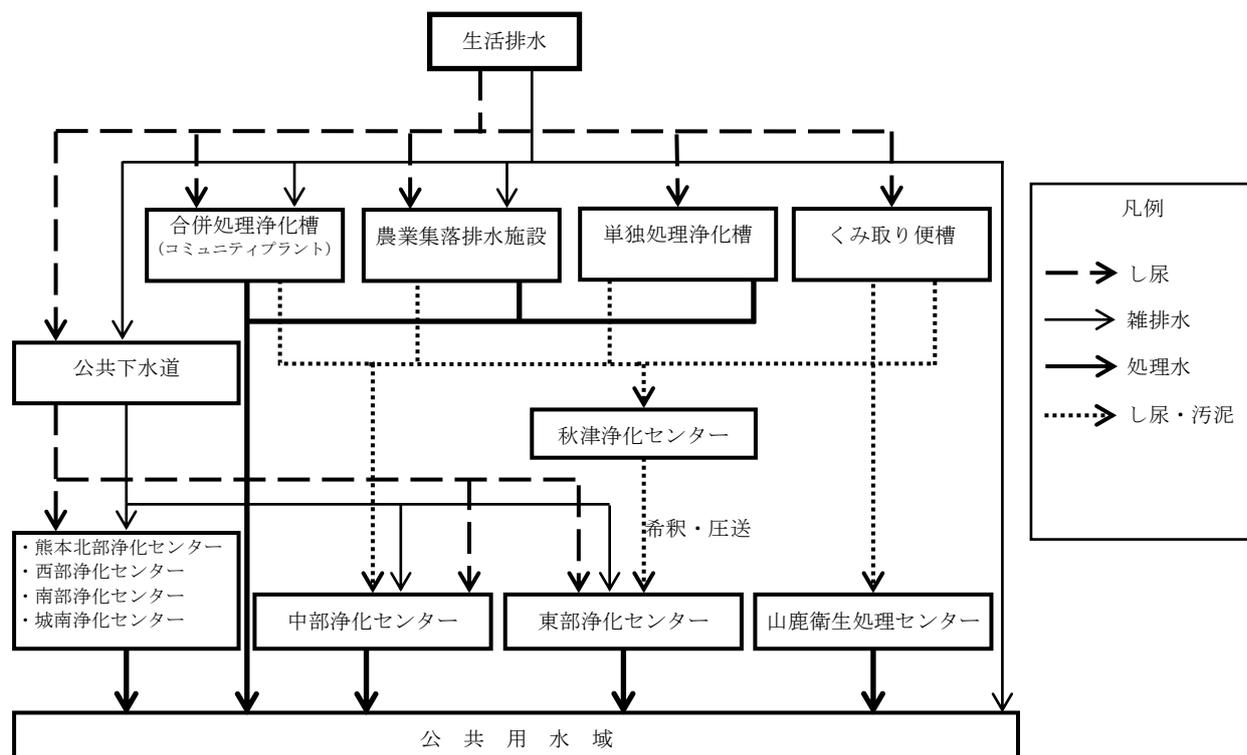
しかし、本計画が国の「循環型社会形成推進基本計画」に基づいて策定されている以上、さらに高度な循環型社会の形成を目指さなければならないことから、技術革新等により新たなリサイクルが技術的に確立され、実行に移す場合や、本市のリサイクル事業において手薄な部分を補うような分野での事業を開始する場合など、市民の生活環境向上に寄与する場合には、許可の制限を行うことなく、率先して許可するなど柔軟な対応を行っていく。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状と課題

#### ●生活排水処理の現状

生活排水は大きく分けて、し尿と、台所、風呂、洗濯等から排出される生活雑排水の2つがある。本市では生活排水を次のとおり処理し、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等により水洗化・生活雑排水処理人口は年々増加している。し尿及び浄化槽汚泥の処理量は下水道の普及などにより減少している。



#### ●生活排水処理の課題

生活排水処理施設の未普及地区をなくすために、公共下水道の整備を促進するとともに下水道の事業計画区域外においては合併処理浄化槽を普及促進する必要が有ります。

## 第2節 生活排水処理基本計画

### ●生活排水処理の目標

本市の豊かな水環境を守るためにも生活排水対策は不可欠であることから、着実な汚水処理施設の整備を推進する。生活排水処理基本計画の目標年度は平成32年度とし、本計画における生活排水処理の数値目標として、平成32年度時点で総人口の97.5%の割合の人口が生活雑排水を処理することを掲げる。

生活排水処理形態別人口、処理量予測

(単位：人)

年度	現在(H26年度)	目標年度(H32年度)
1. 総人口	733,516	726,499
2. 生活雑排水処理人口	678,892(92.6%)	708,000(97.5%)
公共下水道	625,627(85.3%)	676,511(93.1%)
合併処理浄化槽	48,839(6.7%)	27,097(3.7%)
農業集落排水施設	4,426(0.6%)	4,392(0.6%)
3. 生活雑排水未処理人口	54,624(7.4%)	18,499(2.5%)
単独処理浄化槽	34,796(4.7%)	8,396(1.1%)
し尿くみ取り・自家処理	19,828(2.7%)	10,103(1.4%)
し尿及び浄化槽汚泥処理量	73,293(kL)	33,536(kL)

### ●基本方針

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の整備を計画的に行う。また、下水道事業計画区域外においては補助制度を活かして合併処理浄化槽の整備を推進するが、特に単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の普及促進を行う。

### ●下水道接続の指導

下水道処理区域内では下水道への接続指導を行う。また、私道への公費による公共下水道の布設や、私道への共同排水設備への助成制度を活かして更なる接続指導に努める。

### ●浄化槽の適切な維持管理の指導

浄化槽の機能が十分に発揮できるように適切な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の指導を行う。

### ●広報・啓発

下水道への接続や合併処理浄化槽の整備及び適切な維持管理を促進するために市政だよりやホームページ等により広報・啓発を行う。

## ●し尿・浄化槽汚泥の処理計画

公共下水道の普及などにより、くみ取り人口、浄化槽人口は減少することが見込まれ、これに伴い、し尿及び浄化槽汚泥の処理量も減少が見込まれることから、以下のとおり処理する。

### (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法は、原則現状どおりとする。今後、公共下水道の普及などにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少することが予想されることから、今後とも既存の許可業者で処理することを基本とする。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥は一部事務組合のし尿処理施設も含め、3ヶ所の施設で処理を行っている。一部施設の老朽化が進む中、既存施設の安定的な稼動を行なうための定期点検や修理等により、適切な施設の維持管理運営を進めていく。

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制について

本計画を実効性のあるものとし、着実に推進するためには、市民、事業者、地域団体・市民活動団体などと市が連携し、それぞれが役割と責任を担う「協働」の取組をさらに推し進めていくことが重要である。

特に、ごみ問題は、市民生活と密接に関わっていることから、計画の推進にあたっては、市民・事業者など全てのものの理解と協力による全市的な取組が不可欠であり、日頃の生活からごみ減量・リサイクルを意識したライフスタイルへと見直し、それぞれの立場に応じてできることから取り組み、家庭や職場での実践をはじめ、地域を単位とした自治会などの自主的な活動の輪を広げていく必要がある。

そこで本市は、そのための環境学習や環境教育の実施、活動の支援など、市民・事業者等の取組を活性化するためのしくみづくりやひとづくりに積極的に取り組むとともに、「一般廃棄物処理実施計画」を年度ごとに策定・公表し、本計画の目標を達成するための具体的な事業を実施していく。